農村政策を中心とした戦後農政の流れ

令和2年5月19日

農村振興局



目次

頁	年次	主な構造改善・農村政策関連の動き
4	S20(1945)	〇農地調整法の改正
	S21(1946)	〇自作農創設特別措置法 〇農地調整法の改正
	S22(1947)	〇農業協同組合法
5	S24(1949)	〇土地改良法
	S26(1951)	〇農業委員会法
6	S27(1952)	〇農地法 〇農山漁村電気導入促進法(議員立法)
	S28(1953)	○農業委員会法の改正 ○農業協同組合法の改正
7	S31(1956)	〇新農山漁村建設総合対策
	S32(1957)	〇農山漁村青年総合対策
	S34(1959)	〇総理府に農林漁業基本問題調査会を設置 〇農山漁村電気導入促進法の改正
8	S36(1961)	〇農業基本法
	S37(1962)	〇農地法、農業協同組合法の改正 〇農業構造改善事業促進対策
	S39(1964)	〇農山漁村電気導入促進法の改正
9	S40(1965)	○農地管理事業団法案(成立せず) ○山村振興法(議員立法) ○農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
	S41(1966)	〇農村青年活動促進施設を都道府県に設置 〇中央青年研修施設を農林省に設置 〇生活改善特別事業
	S44(1969)	〇農業振興地域の整備に関する法律 〇第二次農業構造改善事業 〇新規開田の抑制について(事務次官通達)
10	S45(1970)	○総合農政の推進について(閣議了解) ○農地法の改正 ○農業者年金基金法
	S46(1971)	〇農村地域工業導入促進法
11	S47(1972)	〇農村基盤総合整備パイロット事業
	S48(1973)	〇農村総合整備モデル事業
	S50(1975)	〇農業振興地域の整備に関する法律の改正
	S52(1977)	〇地域農政特別対策事業
	S53(1978)	〇新農業構造改善事業
	S54(1979)	○地域農業生産総合振興事業○農用地高度利用促進事業(地域農政特別対策事業の一環)○農林漁業村落振興緊急対策事業○農村地域定住促進対策事業
		〇農林水産祭むらづくり部門の実施

	口八		
頁	年次	主な構造改善・農村政策関連の動き	
12	S55(1980)	○80年代の農政の基本方向(農政審議会答申) ○農用地利用増進法 ○地域農業組織化総合指導事業 ○農林漁業構造改善村落特別対策事業	
	S56(1981)	〇農用地利用増進特別対策事業	
13	S58(1983)	○地域農業集団育成事業 ○新農業構造改善事業後期対策 ○農業集落排水事業	
	S59(1984)	○新農村地域定住促進対策事業○農業振興地域の整備に関する法律の改正	
14	S61(1986)	〇21世紀へ向けての農政の基本方向(農政審議会報告)	
	S62(1987)	○集落地域整備法	
15	H元(1989)	○農用地利用増進法の改正 ○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 ○農村活性化土地利用構想	
	H2(1990)	〇中山間地域農村活性化総合整備事業 〇中山間地域活性化資金	
16	H4(1992)	〇新しい食料・農業・農村政策の方向(新政策)(農林水産省公表) 〇美しいむらづくり特別対策	
	H5(1993)	〇農業経営基盤強化促進法(農用地利用増進法の改正) 〇特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の 促進に関する法律	
17	H6(1994)	○新たな国際環境に対応した農政の展開方向(農政審議会報告)○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律○地域農業基盤確立農業構造改善事業	
	H9(1997)	○総理府に食料・農業・農村基本問題調査会を設置	
	H10(1998)	〇農政改革大綱(農林水産省公表)	
18	H11(1999)	○食料・農業・農村基本法 ○農業振興地域の整備に関する法律の改正 ○農林水産省設置法(中央省庁等改革関連法)	
	H12(2000)	○食料・農業・農村基本計画 ○明日のふるさと21(21世紀における農村地域の将来像に関す る懇談会提言) ○経営構造対策事業 ○中山間地域等直接支払制度	
	H14(2002)	○「食」と「農」の再生プラン(農林水産省公表) ○農山村振興研究会報告 ○農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る論点整理 (農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談 会) ○村づくり維新対策	
19	H15(2003)	〇農業経営基盤強化促進法の改正	
	H17(2005)	○食料・農業・農村基本計画 ○農業経営基盤強化促進法の改正	
	_		

頁	年次	主な構造改善・農村政策関連の動き
19	H19(2007)	○品目横断的経営安定対策 ○農地・水・環境保全向上対策 ○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交 流の促進に関する法律 ○農村におけるソーシャル・キャピタル研究会とりまと め ○農山漁村活性化に向けた新たな取組の方向につ いて(農林水産省農山漁村活性化推進本部中間取 りまとめ) ○農山漁村活性化のための戦略(農林水産省公表) ○「農村振興政策推進の基本方向」研究会中間とり まとめ
	H20(2008)	○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動 の促進に関する法律 ○耕作放棄地対策研究会中間とりまとめ ○「都市と農村の協働の推進に向けて」(都市と農村 の協働の推進に関する研究会とりまとめ)
20	H21(2009)	○『田舎で働き隊!』事業 ○農地法の改正
	H22(2010)	○食料・農業・農村基本計画 ○農業者戸別所得補償 ○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の 創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関す る法律
	H23(2013)	〇我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動 計画(食と農林漁業の再生推進本部決定)
21	H24(2012)	〇地域農業マスタープラン作成事業
	H25(2013)	〇農林水産業・地域の活力創造プラン 〇農地中間管理事業の推進に関する法律 〇農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネル 七一電気の発電の促進に関する法律
	H26(2014)	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂 ○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法 律
22	H27(2015)	○食料・農業・農村基本計画○魅力ある農山漁村づくりに向けて(活力ある農山漁村づくり検討会報告書)○農村集落活性化支援事業
	H28(2016)	〇農林水産業・地域の活力創造プランの改訂 〇農業競争力強化プログラム
	H29(2017)	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂 ○農泊推進対策(農山漁村振興交付金で実施) ○農村地域工業等導入促進法の改正 ○中山間地農業ルネッサンス事業
23	H30(2018)	〇農業経営基盤強化促進法の改正
	R元(2019)	〇農林水産業・地域の活力創造プランの改訂 〇農業生産基盤強化プログラム 〇農地中間管理事業の推進に関する法律の改正 〇農福連携等推進ビジョン 〇棚田地域振興法(議員立法)
	R2(2020)	〇食料・農業・農村基本計画

農村政策を中心とした戦後農政の流れ① (昭和20 (1945) 年~昭和26 (1951) 年)

- 戦後、農村の民主化と農業の近代化を図るため、自作農創設特別措置法や農業協同組合法の制定等の改革が行われ、 小規模な自作農が多数を占める農業構造を創出するとともに、零細経営による不利益を協同の力により補完する協同組合 の発達を促進。
- 深刻な食糧難により、GHQによる食糧放出への依存度が高く、こうした状況を打開していくためには、国内の食糧を増産していくことや肥料の生産体制を強化していくことが喫緊の課題であり、農地の開拓も積極的に実施。

年次	農相所信等	構造改善・農村政策関連の主な動き
S20 (1945)	【松村農相(幣原内閣)】 ・一日も速かに最も穩健、最も著實なる方法を以て是が改革をなし、 農業の基礎を定むるにあらずんば、 食糧の増産は勿論、思想の上からも、文化の上からも、極めて安定せざる状態に置かれる虞がございます。	<u>◎農地調整法の改正</u> ・自作農創設の強化、小作料の金納化等
S21 (1946)	【和田農相(第1次吉田内閣)】 ・今囘の第二次農地制度の改革に依りまして、我が國農村社會の構成は變貌するに至りまして、自作農でありまする所の中小農民が、其の構成の主流を成すに至るでありませう。勿論此の農地制度の改革の結果を以ちまして、直ちに我が國農村の民主化が成れりと即斷するものではございませぬ。併しながら今囘の農地制度改革に依りまして、彼等の地位は強化せられ、彼等は其の公正なる勞働の成果を享受致しまして、其の生産方法を近代化し得るの道を開かれますると共に、民主的な教養を身に付け得るの機會を得ましたことは、明日の明朗なる農村發展の基礎を確立するに至ったと信ずるものでございます。	 ○自作農創設特別措置法 ・耕作している小作人に農地を売り渡し、労働の成果を公正に享受できる自作農を創設 ○農地調整法の改正 ・農地の移動統制の強化等
S22 (1947)	【平野農相(片山内閣)】 ・農村の民主化と農業生産力の發展を期しますために、農業團體制度を根本的に刷新し、農民の自主的な協同組織の確立助長をはかりますことは、農地改革と並んで、農業及び農村に對する基本政策といたすものであります。 ・農地改革の實施をもつてただちに農業の近代化を來し、農村の民主化成れりとすることは決してできないのであります。このためには、耕作する農民の利益が民主的に正當に代表されるとともに、農業經營の實際におきまして、わが國農業の零細經營からくる不利益を補い、協同の力によつて、經營の合理化、生産性の向上をはかつてまいることが緊要であります。	○農業協同組合法・農民の協同組織の発達を促進し、農民の民主化を図る

※昭和20年~22年は法案の提案理由説明

年次	農相所信等 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
\$23 (1948)	【永江農相(芦田内閣)】 ・連合軍の好意による食糧放出の面におきましては、毎月の放出計画の中に、多少当初予定した数字とは変つた面が出てまいりました。しかしさらに折衝を重ねまして、大体國会で私から申し上げておいたように、本年の米穀年度中においては、二合五勺の基準量はこれを確保していくという見透しの上に今なお立つて御説明申し上げることができることは、私の非常に欣快とするところであります。 ・食糧放出のみを当てにする配給計画は妥当ではありませんので、政府としては、この食糧事情の打開の第一條件としては、やはり國内の食糧政策に主力を注いでいるということは、申すまでもないことであります。	
S24 (1949)	【森農相(第3次吉田内閣)】 ・できるだけ食糧増産に努力をいたしたいというのが私の念願でありまして、とりあえず本年度のさつまいもを能率を上げたいという氣持からいたしまして、御承知のキュアリング施設を五億二千万円ばかりの予算を見積りまして、全國的に主要な生産地また主要な消費地にその施設をいたしまして、甘藷の貯蔵を計画いたしておるのであります。 ・肥料の生産におきましても、御承知の石炭等の事情もありますが、幸い電力等の事情もよろしいので、予定計画の生産もでき得ることと考えております。 ・開墾は非常に進捗いたしておるのでありますが、この農地改革の進捗が森林計画と齟齬する点がありまして、御承知の本年の一月に、政府といたしましては地方に注意を與えまして、今後未耕地の開拓地に対しましては、地方における審査委員会の議を経て、その承認を求めて初めて土地の買收を定めるという方針をとりまして、そうして地方におけるこの方面の摩擦をできるだけ少くいたしまして、土地の開墾をいたしたいと考えておるわけであります。	◎土地改良法・農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、 農地の改良、開発、保全及び集団化を実施
S26 (1951)	【島村政務次官(第3次吉田内閣)】 ・農民の自主的意志に基いて農業振興計画、農地関係の調整並びに農業技術の改良等を総合的に計画実施せしめるため、地方公共団体に農業委員会を設置することとし、そのために必要な補助十八億六千八百万円を計上しております。	<u>◎農業委員会法</u> ・都道府県及び市町村に農民の代表機関として農業委員会を設置

農村政策を中心とした戦後農政の流れ② (昭和27 (1952) 年~昭和35 (1960) 年)

- 我が国が独立して間もない頃は、食糧の外国からの輸入への依存が続き、食糧の自給度を向上させしていくことが重要な 目標。目標の達成に向けては、農山漁民の自立的な活動を促進することを重視。
- その後、世界的な農産物の生産過剰により農産物価格が低落傾向となっていたことを受け、単に量的増産を図るだけではなく、農業所得や農村の生活水準を向上させていく必要性が増大。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S27 (1952)	【廣川農相(第3次吉田内閣)】 ・いよいよ講和條約も近くその効力を発生し、わが国は待望の独立国として新たなる発足をすることとなるのであります。従いまして農林行政の部面におきましても国際情勢に対応し、 日本経済自立の基盤である食糧自給度の向上を目途 として、農林漁業生産力の増強並びに農山漁家経済の安定をはかり、もつて農林漁業をして他の産業分野に立ち遅れずに発展させ得るように、政府として十分の力を注がなければなりません。 ・これらの施策の実施については、 農山漁民の自立的な活動を促進することに留意し、施策の実効を期するようにいたす 次第であります。 ・農地改革の今後の問題は創設された自作農の安定維持をはかつて農地改革の成果を保持し、長く農村の基盤たらしめる。ことにあるのでありまして、政府はこの機会に従来の農地関係法令の整備統合を行い恒久的農地立法といたしたいと考え、今国会に農地法案を提出いたす所存であります。	○農地法・既墾の農地の権利の設定、移転及び転用を許可制とする等○農山漁村電気導入促進法(議員立法)
S28 (1953)	【内田農相(第4次吉田内閣)】 ・最近の国際情勢は物価の低落と輸出競争の激化の方向を示しておりまして、独立後日なお浅く、 臨時的な外貨収入の依存から完全に脱却しておりませんわが国経済の前途を、まことにきびしいものとしている のであります。 ・農家の経済的及び社会的地位の向上のために重要なのは農業団体に関する施策であります。	 ○農業委員会法の改正 ・市町村農業委員会に技術員を設置し、改良普及員の普及事業、農業協同組合の生産指導事業に協力 ・都道府県農業委員会を都道府県農業委員会議とし、その全国的組織として全国農業委員会議所を設置 ○農業協同組合法の改正 ・全国及び都道府県に、農業協同組合の統合指導組織として、農業協同組合中央会を設置

(Hi). •	(前、一つからの称と)				
年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き			
S31 (1956)	【河野農相(第3次鳩山内閣)】 ・農山漁村の総合的な振興を耕種のほか、畜産、養蚕、林産、水産をも含め、 <u>適地適産の推進に重点</u> を置いて、将来農山漁村の生産と生活を背負って立つ青年を中心とする農山漁民の下から盛り上がる 力によって推進することが必要であり、・・・これが、私が新たに実施して参りたいと考えている新農村 建設の基本的な構想でございます。	○新農山漁村建設総合対策・農山漁民の自主的活動を基調とし、立地に応じ土地条件の整備、経営多角化、技術改良、共同施設の充実等、適地適産に重点を置いた農山漁村振興に必要な対策を総合的に推進			
S32 (1957)	【井出農相(石橋内閣)】 ・単に 量的増産をはかるばかりでなく、生産性の向上を重視しつつ農業所得の増大、農山漁村民の生活水準の向上をはかる とともに、従来どちらかといえば 米及び麦に片寄りがちであった食糧増産のための努力を一そう拡大して、国民食糧消費構造の高度化に照応し、畜産物、野菜、果実、水産物等を含めた総合的食糧供給力の増強という見地に立って推進する必要があろうか と思うのであります。・このことは世界的な農産物の過剰及びこれを反映した農産物価格の低落傾向に対処し、わが国農業の国際競争力を強化するゆえんであろうと思量するものであります。・この新農山村漁村建設事業の一環といたしまして、この事業が青年の自主的活動を基調としております点にかんがみ、青年活動の促進強化、研修事業の拡充及び海外移住等、青年自立方策の援助促進に十分配意いたしたいと存ずるのであります。	〇農山漁村青年総合対策			
S34 (1959)	【三浦農相(第2次岸内閣)】 ・食糧輸入量は引き続き減少し、外貨の節約に寄与するとともに、国内購買市場安定の有力な要因ともなり、国民経済の安定的成長に農林漁業の果している役割はまことに重要なものがあるのであります。・その反面、農林漁業の生産伸長と相待ってその生産性と所得は増加しつつあるものの、なお他産業との間に相当の較差がある現状にかんがみ、・・・経済の均衡ある発展をはかり、農山漁家の福祉の増進を期することは、ひとり農林漁業政策の究極の目的であるのみならず、国民経済の質的改善に資するゆえんと考えるのでありまして、・・・。 ・農山漁村の振興をはかるため、引き続き農山漁村建設総合対策を計画的に実施いたしますとともに、離島及び開拓地のほか、新たに僻地農山村に対しましても、電気導入事業について新たに助成の道を開くことといたしております。 ・農村人口の圧力を緩和し、あわせて二三男対策に資するため、農民の海外送出事業の態勢を強化するほか、農業移住振興基金の新設、青壮年の海外派遣、農業労務者の派米等移住事業の一そう強力な推進を行うことといたしております。	 ○総理府に農林漁業基本問題調査会を設置 ・「農業の基本問題と基本対策」の答申をまとめ、これを受けて農業基本法を制定 ○農山漁村電気導入促進法の改正 			
S35 (1960)	【福田農相(第2次岸内閣)】 ・ <u>立ちおくれた農山漁村の環境改善等の振興方策及び農山漁村の過剰な就業人口対策に特に意を用</u> <u>いる</u> ことといたしました。				

農村政策を中心とした戦後農政の流れ③ (昭和36 (1961) 年~昭和44 (1969) 年)

- 昭和36(1961)年に、生産性や収益性の高い農業の実現により、農業従事者と他産業従事者の生活水準の均衡を図ること を目指す農業基本法を制定し、農業生産の選択的拡大とともに、資本と土地の零細性を特徴とする農業構造の改善を推進。
- 〇 昭和37(1962)年より開始された農業構造改善事業促進対策等の施策の展開により、自立経営農家の育成と兼業農家の協業化による生産性の向上と農業所得の増大を目指したが、実際には兼業農家の急増、農業労働力の高齢化等が進展。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S36 (1961)	【周東農相(第2次池田内閣)】 ・わが国の農林漁業は、その置かれております自然的・経済的・社会的諸条件とも関連いたしまして、他産業に比べまして生産性が低く、農林漁業従事者の生活水準も他の産業従事者のそれに比較いたしますると及ばない。点があるのであります。 ・従来のような米麦依存度の強過ぎる農業、零細でしかも分散している耕地における非能率な農業を克服いたしまして、生産性の高い農業、今後需要の伸びが大きく見込まれる畜産、果樹作等の成長財生産に重点を置いた収益性の高い農業を目ざして諸施策を展開しなければなりませんし、かくして農林漁業者に明朗にして豊かな生活を享受させ得る道が開かれねばならないと信ずるのであります。 ・農業経営の規模拡大、農用地の集団化、家畜の導入、機械化の促進等によりまして、農用地保有の合理化及び農業経営の近代化をはかること、すなわち、農業構造の改善であります。	 ○農業基本法 ・農業生産性の向上をはかり、農業従事者と他産業従事者の生活水準の均衡を図ることを目的とし、その手段として、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上、農業構造の改善、価格の安定、流通の合理化、環境の整備等を強力に推進すべき旨等を規定。
S37 (1962)	【河野農相(第2次池田内閣)】 ・生産性の不均等発展の背景には農業の資本装備の相対的低下、農業と他産業間の労働力移動の不円滑、農産物需要の高度化に対する農業生産の適応体制のおくれという諸現象が見られるのであります。このような諸現象を是正するためには、資本の高度化、生産技術の革新、農業生産の選択的拡大、価格の安定、流通の合理化等が必要でありますが、基本的には資本と土地の零細性を特徴とする農業構造の改善が必要と考えられるのであります。	 ○農地法改正 ・家族経営の農地等の権利取得の最高面積制限の緩和、農事組合法人等の農業生産法人による所有権等の取得を認める等 ○農業協同組合法の改正 ・農事組合法人の法人格取得を可能とする等 ○農業構造改善事業促進対策 ・農業生産の選択的拡大、主産地形成を図りつつ、自立経営の育成と協業の助長に資するため、農業構造の改善に必要な事業が市町村の自主的計画のもとに実施されるよう都道府県と協力して指導・助成
S39 (1964)	【赤城農相(第3次池田内閣)】 ・農家戸数の減少が農業従事者の減少に伴わず、兼業を主とする農家が著しく増加し、全農家戸数の四割に及んでおります。また、農業労働力の老齢化、女性化が進行し、農業経営の後継者をいかにして確保するかという問題も重視しなければならなくなっております。 ・一町五反以上層の農家は近年着実に増加し、また畜産、果樹等の成長産業部門を中心にして、農業経営を積極的に高度化し、高い所得をあげる農家が次第に力強く形成されつつあることも注目されるところであります。・このような素晴らしい農家が今後農村の中核として育成されるよう、真剣な努力をいたすことが重要な責務であると考えられるのであります。	◎農山漁村電気導入促進法の改正・対象地域に発電水力が未開発のまま存する農山漁村を追加し、余剰電力収入を通じた農山漁村の振興に貢献

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S40 (1965)	【赤城農相(第1次佐藤内閣)】 ・農業に主力を注ぐことができず、さりとて農業から容易に離れがたいという兼業農家が多数存在している実態に即応して、これら <u>兼業農家を含めて農業の協業化を助長し、生産性の向上と生産の維持増強をはかる必要がある</u> と存じます。 ・開放経済体制への移行に伴って、今後農産物の輸入数量制限の撤廃、輸入ワクの増大、関税の引き下げ、国際商品協定の締結等の国際的要請が漸次強まるものと思われます。これに対し、・・・ <u>国際競争力を強化することが、長期的に見て国際情勢の推移にも対処し、日本の農業を発展させるための本格的な道である</u> と考えるのであります。 ・農道整備につきましては、従来から実施している事業を拡充実施するほか、新たに地域の農林漁業の振興をはかる観点から、農林漁業用揮発油税財源の身がわり事業として、林道事業、漁港関連道整備事業の実施とあわせて、農業用道路の整備を大規模に推進する所存であります。	 ○農地管理事業団法案(成立せず) ・農地取得のあっせん、農地取得に必要な資金の貸し付け、農地の売買等の業務を行なう農地管理事業団を設立(次年度も提出されるが成立せず) ○農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 ・いわゆる農免農道を整備 ○山村振興法(議員立法) ・国土保全、水源かん養、自然環境保全等に重要な役割を担っている山村の経済力培養と住民の福祉向上等を図る
S41 (1966)	【坂田農相(第1次佐藤内閣)】 ・自立経営農家をできるだけ多く育成するとともに、農家全体の約四割を占める第二種兼業農家についても、経営の実情に即しつつ、技術の導入普及、機械の共同利用、農協等による農作業の共同化等の推進により生産性の向上と農業所得の増大をはかっていくこととし、・・・。・農村青少年が新しい農業経営について魅力と自信を持てるようその養成のための施策を講ずるとともに、立ちおくれた農村環境の整備、充実をはかる等、豊かな住みよい農村の実現を目ざして農村対策を充実する必要があります。	○農村青年活動促進施設を都道府県に設置○中央青年研修施設を農林省に設置・将来農村社会の指導者たり得る人材を養成○生活改善特別事業・生活環境の近代化に関する巡回相談指導事業を実施
S44 (1969)	【長谷川農相(第2次佐藤内閣)】 ・近年、国民経済の高度成長その他農業をめぐる諸情勢の変化には著しいものがあり、米の問題をはじめ各般の面でいろいろと困難な問題を生じております。また、加えて、我が国農業を取り巻く国際情勢は一段ときびしくなってまいりました。 ・農政を農業生産の場だけでなく、流通、消費の場まで広げて施策を充実することをねらいとして、総合農政の推進をはかることといたしておるのであります。 ・昭和四十四年度におきましては、米の生産調整をはかるため、新規開田を極力抑制するとともに、稲から今後生産を伸ばすべき飼料作物、園芸作物等への作付転換の問題に取り組むことといたしております。	 ◎農業振興地域の整備に関する法律 ○第二次農業構造改善事業 ・地域の条件に応じ、規模の大きく生産性の高い農業経営が地域農業の中核的地位を占める農業構造の実現を目指す ○新規開田の抑制について(農林事務次官通達44農地A 第165号)

農村政策を中心とした戦後農政の流れ④ (昭和45 (1970) 年~昭和54 (1979) 年)

- 〇 米の供給過剰を背景に、昭和45(1970)年には「総合農政の推進について」が閣議決定され、規模が大きく生産性の高い近代的農業の育成のほか、米の生産調整や、農村地域工業導入促進法の制定等を通じた離農の援助・促進、新しい農村社会の建設等が推進されたが、米の生産過剰の問題は解消せず、兼業農家が多数を占める構造も改善されず。
- 農村の過剰人口が解消し、昭和52(1977)年以降、地域農政特別対策事業を筆頭として、地域の実態に即し、地域の自主性と創意工夫を重視して地域の中核となる担い手を育成していくための様々な施策を展開。
- また、高度経済成長の終焉を迎える中で、農村の持つ国土や自然環境の保全の役割が重視され始める。

年次	農相所信	構造改善・農村政策関連の主な動き
S45 (1970)	【倉石農相(第3次佐藤内閣)】 ・中高年齢層を多数かかえた就業構造の改善をはかることが重要であることは申すまでもありません。そこで農業者が希望に応じて他産業へ円滑に転職できるよう離農の援助促進のための施策を進めていく考えであります。特に農地の利用との調整をはかりながら農村地域への工場誘致を積極的に進めることとし、関係各省と協力して所要の措置を講じていくこととしてまいる考えであります。 ・近年、食料の自給率が低下する傾向にありますが、私は人口が一億をこえるわが国において国民が必要とする食料を大幅に海外に依存するのは適当でないと考えており、今後の農業生産は従前にも増して需要の動向に即して進めることが特に必要であると考えます。 最近の米の需給の動向を見ますと、国民の食生活の変化により消費は減退しているのに対し、生産は増加しているため、相当な供給過剰の状態になっており、今後ともこの基調に変化はないものと思われます。 ・都市に比べて立ちおくれている農村生活環境の整備と農村の整備、開発を推進することが重要であると考えております。このため、農村における道路、通信網、医療施設などの整備を進めることがぜひとも必要であると考えております。	 ○総合農政の推進について(閣議了解) ・以下の基本的方向に沿って施策を強力に推進 ◆規模が大きく生産性の高い近代的農業の育成 ◆米の生産調整及び地域特性を活かしつつ需要に見合った農業生産の推進 ◆農産物の価格安定及び流通加工の近代化の促進 ◆農業で自立しようとする農家は農業所得、それ以外の農家は農外所得の安定増大による、他産業従事者と均衡のとれた所得と生活水準の確保 ◆離農の援助・促進 ◆生産基盤と生活環境の総合的整備による新しい農村社会の建設 ○農地法の改正 ・農地の権利取得の上限面積制限の撤廃、農地保有合理化事業制度の創設、耕作権保護規定の緩和等 ○農業者年金基金法 ・農業者の老後の生活の安定、農業経営の移譲の促進等を通じて農業構造の改善に資するため、農業者年金の給付、離農給付金の支給、農地等の買入れ等を行う
S46 (1971)	【倉石農相(第3次佐藤内閣)】 ・農業は今日、経済の国際化、物価、公害などの諸問題への対応を要請され、さらに、米の生産過剰の問題を生じており、まさに長期を要する構造改善の過程において、需給の調整をはからねばならないというきわめて困難な局面に立ち至っております。 ・近代的な農業経営を育成していく過程で、自主的な引退または他産業への安定的就業を志向する者が多いことにもかんがみ、その引退または転職を援助する必要がありますが、そのため、農業者年金制度の積極的運営をはかるとともに、特に在村のまま安定的な就業機会を与えることが重要であるので、農村地域への工業の導入などを計画的に推進したいと考えており、このため、本国会に所要の法案を提出する所存であります。	◎農村地域工業導入促進法・農村地域への工業の導入及び農業従事者の導入された工業への円滑な就業を促進

(前ペー	(前ページからの続き)				
年次	農相所信	構造改善・農村政策関連の主な動き			
S47 (1972)	【赤城農相(第3次佐藤内閣)】 ・農業基盤の整備につきましても、農業団地の形成をはじめとする各種施策の基盤をなすものとしてきわめて重要でありますので、引き続きその拡充実施をはかるとともに、あわせて 農家の生産と生活の 場である農村の環境整備についても努力を払ってまいる考えであります。	○農村基盤総合整備パイロット事業 ・モデル農業団地を形成するため、生産基盤と農村環境を総合的に整備			
S48 (1973)	【櫻内農相(第2次田中内閣)】 ・農業は、一億国民の必要とする食料を安定的に供給するという重要な使命と役割りを果たしており、また、農業が営まれている農村は、国土の大部分を占め、国民の約半数が住んでいる地域であって、そこでは緑と国土を保全しつつ農民を中心として健全な地域社会を形成しております。 ・わが国土の多様な自然条件に恵まれている特徴を十分生かし、適地に農業者の創意に満ちた高能率の農業を育成するとともに、農業者の生産と生活の場である農村地域を人間性にあふれた豊かで近代的な高福祉の地域社会として建設していくことが重要であります。	○農村総合整備モデル事業・農業生産基盤とあわせて、集落道路、生活排水施設、 農産廃棄物処理施設等の農村環境の整備を総合的か つ計画的に整備			
S50 (1975)	【安倍農相(三木内閣)】 ・わが国農業の現状を見ますと、過去十数年にわたるわが国経済の高度成長の結果、 <u>農村の過剰人口は解消し、農家所得は増大</u> しましたが、反面、 <u>農業労働力の脆弱化、地価の高騰、兼業の増大等まことにむずかしい問題に直面</u> しております。 ・農用地の売買または貸借による経営規模の拡大が進んでいない状況にかんがみまして、 <u>市町村が農業者の意向に即して農用地の利用権を計画的に設定する農用地利用増進事業を推進</u> してまいりたいと考えております。	◎農業振興地域の整備に関する法律の改正・農用地利用増進事業の創設、農用地区域内の開発許可制度の創設等			
S52 (1977)	【鈴木農相(福田内閣)】 ・わが国農業の現状を見ると、高度経済成長の過程で <u>農家の所得及び生活水準は向上</u> したものの、 労働 力の過度の流出、農地の壊廃の進行等により体質が脆弱化していることは否めないところであります。	○地域農政特別対策事業・地域の実態に即し、意欲的に農業に取り組む者の自主性と創意工夫を生かして地域農業の中核となる担い手を育成			
S53 (1978)	【中川農相(福田内閣)】 ・昨年来 わが国の大幅な国際収支の黒字等をめぐって、農林水産物貿易問題がきわめて厳しい状況 。 ・米が再び過剰の状態を強める一方で 増産の必要な飼料作物、麦、大豆等の生産が伸び悩む という事態が見られ憂慮されております。	○新農業構造改善事業・地域の実情に即し、担い手を中心とした農業の組織化、 土地利用の適正化、生産条件及び生活環境の整備等 を総合的に推進			
S54 (1979)	【渡辺農相(第1次大平内閣)】 ・わが国経済は、現在、安定的な成長へと移行しつつありますが、そのもとで、国民生活の質的な充実を図り、豊かな人間性をつくり上げていくことが強く要請されております。申すまでもなく、農林水産業は、国民生活の安全保障にとって最も基礎的な食糧の安定供給という使命を担っており、また、自然の生態系の円滑な循環を通じて国土及び自然環境の保全という役割りをも果たすものであります。このような役割りを持つ農林水産業の健全な発展を図り、民族の苗代である農村社会の安定をもたらすことが、今後の農林水産行政にとって基本的な課題となっております。 ・米、ミカン等が過剰基調にある一方で、麦、大豆、飼料作物等の生産が十分でないという事態が見られ、また、農家の半数以上が第二種兼業農家であり、農業の担い手が老齢化するなど農業の体質が脆弱化する傾向が見られます。	○地域農業生産総合振興事業 ・地域の実態に即してその自主性を生かしつつ、麦、大豆、飼料作物等の生産拡大及び農地利用の集積を通ずる中核農家の生産シェアの拡大を計画的、総合的に推進 ○農用地高度利用促進事業(地域農政特別対策事業の一環) ・農地賃貸借への踏み切りとなる流動化奨励金を交付するなど、貸し手への助成措置を創設 ○農林漁業村落振興緊急対策事業 ・村ぐるみの連帯感の醸成を図り、地域コミュニティ機能を強化するための集会施設の設置等を行う ○農村地域定住促進対策事業 ・より安定した雇用機会の確保と生活環境整備等により地域住民の定着を図る ○農林水産祭むらづくり部門の実施 ・農山漁村の「むらづくり部門の実施 ・農山漁村の「むらづくり」の優良事例を表彰し、その業績を広く紹介することで、むらづくりの全国的な展開につなげていく			

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑤ (昭和55 (1980) 年~昭和60 (1985) 年)

- 昭和55(1980)年の「80年代の農政の基本方向」を受け、生産性の高い農業の実現と総合的な食料自給力の維持強化に重点を置いた施策を展開。施策の展開に当たっては、農用地利用増進法を構造改革の中軸として、生産性の高い担い手の育成確保とともに、担い手を中核とした地域農業の組織化を推進することを重視。
- 一方で、厳しい財政事情や、諸外国からの絶え間ない市場開放要求等の課題が顕在化。

	○ 方で版UV 対欧手信で語が自20元に同るV 中物所放文が中の体色が 顕正旧。				
年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き			
S55 (1980)	【武藤農相(第2次大平内閣)】 ・私は、八〇年代は、資源エネルギーの制約を初め、高齢化社会の到来、ゆとりと生きがいを求める国民意識の変化、さらに、農林水産物の需給動向など内外の経済情勢や社会環境が変化する中にあって、農林水産業にとりましても、長期的視点に立って、これらの情勢変化に対応する新しい発展を図るべききわめて重大な時期であると思います。 ・わが国経済の基調が安定成長に移行し、国際化が進展する中で、国民経済全体としての一層の効率化が求められている今日、農林水産業につきましても生産性の向上を図ることが強く要請されております。 ・近年、兼業化、混住化の進展等により農山漁村は大きく変貌し、農山漁村における連帯感が希薄化し、集落機能が低下する傾向が見られます。今後、構造政策を初めとする各般の政策の円滑な推進を図り、後継者の育成に資するためにも、農山漁村における連帯感の回復を図り、地域住民一体となってのむらづくりを進め、農山漁村における定住条件を整備していくことが重要となっております。このため、新たに、地域ぐるみの住民交流の促進、地域住民の生活と生産に関する環境施設の整備等を行う事業を実施するほか、農山漁村における生活環境の整備と就業機会の確保等のための諸事業の拡充を図ることとしております。	○80 年代の農政の基本方向(農政審議会答申)			
S56 (1981)	【亀岡農相(鈴木内閣)】 ・農林水産業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食糧を安定的に供給するという重要な使命を担っております。同時に、農林水産業は、多くの人々に就業の場を提供し、国土や自然環境を保全するなど多様な役割りを担っており、しかも、無限の自然エネルギーを使用するという長所や経営者としての創意と工夫を発揮できるよさなどを有しております。 ・したがって、今後の農林水産行政の基本は、こうした農林水産業の役割りや国民経済全体からの要請を踏まえて、農林水産業の体質を強化し生産性を向上させつつ、総合的な食糧自給力の維持強化と国民生活の安定を図ることに置かなければならない。ものと考えます。・今後、産業としての足腰の強い農業を確立し、総合的な食糧自給力の維持強化を図っていくためには、農地の流動化と有効利用を促進しつつ、生産性の高い意欲のある農業生産の担い手を育成確保するとともに、これを中核として地域農業の組織化を推進することがきわめて重要であります。	 ○農用地利用増進特別対策事業 ・農用地利用増進法を構造政策の中軸に据えて地域農業の組織化と生産性の向上が図られるよう、農用地利用増進事業に積極的に取り組もうとする地区において、土地基盤、農業近代化施設、集落環境の整備等を総合的に実施 			

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
\$58 (1983)	【金子農相(第1次中曽根内閣)】 ・厳しい財政事情のもとで、農林水産予算につきましては、生産性の高い農林水産業の実現と農林水産物の安定供給を目標として、限られた財源の中で質的な充実に努めることに重点を置き、厳しい中にも明るい展望が開けるよう必要な予算の確保を図ったところであります。 ・現在残されている輸入制限品目は、すべてわが国農業の基幹となるもの、地域振興上特に重要なものに限られ、自由化を行うことは困難な状況にあり、欧米諸国においても、農産物については種々の輸入制限措置を講じているのが実情であります。	〇地域農業集団育成事業・中核農家を中心に兼業農家等を幅広く包摂した地域 農業集団が行う農用地の利用調整活動等に対し助成 〇新農業構造改善事業後期対策・土地利用型農業の生産性の向上に重点を置いて実施 〇農業集落排水事業・単独事業として農村総合整備事業から分離独立
S59 (1984)	【山村農相(第2次中曽根内閣)】 ・一億二千万人にも及ぶ国民に食料を安定的に供給するためには、国内で生産可能な農産物は極力国内生産で賄うという方針のもとに、農業生産の担い手の育成を中心として、農地、水資源の確保、技術の向上を含めた総合的な食料自給力の維持強化を図ることが肝要であると考えております。 ・若い農業者が意欲を持って取り組める農業の振興、就労の安定と生きがい活動の発見、地域住民の連帯と資源の有効利用、生活環境条件の整備、都市と農村の交流の推進等を織り込んだ「豊かな村づくり」を地域の自主性に即して推進することとしております。 ・このため、農業及び農村の整備を図る上でのより総合的な地域計画として農業・農村整備計画の策定とその実施を推進するとともに、従来の諸事業の効果的な推進とあわせて、地場産業の育成等に重点を置いた新農村地域定住促進対策事業を発足させることとしております。	 ○新農村地域定住促進対策事業 ・地域の実態に即し、農林漁業振興、農林漁業関連地場産業の育成、高齢者対策の推進、生活環境整備等を総合的に実施 ○農業振興地域の整備に関する法律の改正 ・農業従事者の安定的な就業の促進、生活環境の整備等を農業振興地域整備計画事項に追加し、新たな計画事項を盛り込んだ計画を「農業・農村整備計画」と呼んで策定を推進
S60 (1985)	【佐藤農相(第2次中曽根内閣)】 ・ <u>行財政改革の一層の推進が求められる</u> とともに、 諸外国からの市場開放要求が依然絶えない など極めて厳しい状況にあります。	

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑥ (昭和61 (1986) 年~平成3 (1991) 年)

- 〇 昭和61(1986)年の「21世紀へ向けての農政の基本方向」において、国際化にも対応し得る農業の確立、農産物の内外価格差の縮小、バランスのとれた国土経営に資する活力ある農村社会の建設などの方向性を提言。
- 平成2(1990)年には、中山間地域を対象とした施策も実施。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き	
S61 (1986)	【羽田農相(第2次中曽根内閣)】 ・我が国農林水産業は、食料消費の伸び悩み、経営規模拡大の停滞、担い手の高齢化などの諸問題に直面しております。また、行財政改革の観点から、効率的な農政の推進が求められるとともに、諸外国からの市場開放要求が依然として絶えないという状況のもとにあります。 ・次の時代に農林水産業を担う若い人たちが誇りと生きがいを持って農林水産業に邁進できるよう、我が国農林水産業の体質強化と生産性の向上を積極的に推進し、産業として魅力ある農林水産業を確立していくことが重要と考えております。	 ◎21世紀へ向けての農政の基本方向(農政審議会報告) ・以下の課題等に取り組むべき旨を提言 ▶需要の動向に即した生産性の高い農業構造の確立 ▶効率性が高く国際化にも対応し得る農業の確立 ▶構造政策の推進や価格政策の見直し等による農産物の内外価格差の縮小 ▶生産性向上を基本とした国内での基本的な食料供給力の確保 ▶人口と産業の大都市集中を抑制するバランスのとれた国土経営に資する活力ある農村社会の建設 ▶健康で豊かな食生活の保障と消費者政策の充実 	
S62 (1987)	【加藤農相(第3次中曽根内閣)】 ・農林水産業の持つ基本的かつ多面的な役割を踏まえつつ、国際化、高齢化、大都市の過密と一部農山漁村における過疎化の進行、技術の高度化等今後の社会経済情勢の変化に的確に対応していく必要があります。 ・農山漁村社会の高齢化、混住化等の問題に対処しつつ、経済社会の変化にも即応して農林漁業に携わる人々が意欲と生きがいを持てる新しい地域社会を目指し、農林漁業の振興とあわせた農村集落の整備、地場産業の育成、都市と農山漁村の交流の促進、リゾート地域の整備等により、活力あるむらづくりを進めてまいります。	◎集落地域整備法・農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進	

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H元 (1989)	【羽田農相(竹下内閣)】 ・昨年を振り返りますと、対外的には、牛肉・かんきつや農産物十二品目の輸入自由化等の決定などがありました。 ありました。 ・我が国の農林水産業は、食料消費の伸び悩み、生産性向上の立ちおくれ、労働力の高齢化などの諸問題に直面しており、内外価格差の是正、農業保護のあり方等につき内外から強い関心が寄せられております。 ・国土の均衡ある発展を図り、ふるさと創生を推進するとの観点から、地域の立地条件に即した農業・農山村の振興、都市と農村の交流の促進、地場産業の育成、リゾート地域の整備、農村地域への工業等の導入等を推進してまいります。また、農地の多面的利用を進めるため、農地転用の円滑化等につき、所要の措置を講じたほか、都市住民等による農地の利用に道を開く特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案を国会に提案しているところであります。	 ◎農用地利用増進法の改正 ・関係機関・団体による農用地の利用調整活動を活発化するとともに、遊休農地の利用増進のための仕組みを新たに整備 ◎特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・地方公共団体又は農業協同組合が行う特定の農地貸し付けについて農地法の制限を緩和する等の特例措置を講ずることにより、都市住民等による農地の利用に道を開く ○農村活性化土地利用構想 ・農業振興地域制度運用上の措置として、地域活性化に必要な非農業的土地需要を優良農用地の保全に配慮しつつ計画的に誘導するための仕組み(現在はいわゆる「27号計画」として運用)
H2 (1990)	【山本農相(第2次海部内閣)】 ・我が国は、豊かな太陽と水、温暖多雨な気候に恵まれ、南北に長く変化に富んだ自然条件にあります。また、消費水準の高い大きな国内市場、優れた生産者、高度な加工技術を有する食品産業などにも恵まれ、農林水産業や関連産業の発展を図る上で有利な条件を備えていると考えております。 ・活力ある地域社会の維持と国土の均衡ある発展を図る観点から、地域の特性を生かした農林水産業の振興、農村地域への工業等の導入などによる就業機会の確保を図るとともに、生活環境の整備、都市との交流などを推進し、地域の活性化に努めるほか、中山間地域の活性化のための新しい資金を創設します。	〇中山間地域農村活性化総合整備事業 ・農業生産基盤及び生活環境基盤を総合的に整備 〇中山間地域活性化資金 ・中山間地域の農林水産物の加工流通施設、定住化促進のための生活環境施設等の整備に必要な資金を融通
H3 (1991)	【近藤農相(第2次海部内閣)】 ・近年、 首都圏への一極集中が進む中で、緑と水に恵まれた農山漁村を、国民共通のふるさととして位置づけ、ゆとりと潤いのある生活空間として整備することが必要 となっております。このため、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るとともに、集落排水、道路などの生活環境の整備を推進します。また、豊かな地域資源を活用し、すぐれた景観を有する農山漁村の環境整備を進めるとともに、都市と農山漁村との交流を進め、新たな共生関係を築いてまいります。 ・我が国農林水産業は、今、 内外の社会情勢の著しい変化の中にあって、二十一世紀に向け新たな展望を切り開くための大きな転換点 に差しかかっております。私は、次代を担う若い人々が、将来を見通しつつ、希望と誇りを持って農林水産業を営めるよう、「夢のある農林水産業の確立と活力ある町づくり、村づくり」を目指して、農林水産行政の総合的な展開に全力を尽くしてまいります。	15

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑦ (平成4 (1992) 年~平成10 (1998) 年)

- 平成4(1992)年には、「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)において、地域の意向を反映した形で育成すべき経営体の明確化及び施策の集中化・重点化、地域内発型の農林水産関連産業やグリーン・ツーリズムの振興などの政策の展開方向を提示。
- 平成5(1993)年には、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が実質合意されるなど、農産物の更なる市場開放が進み、新たな国際環境に対応した農政を展開していく必要性が増大。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H4 (1992)	【田名部農相(宮澤内閣)】 ・今後、我が国社会全体として労働力不足が深刻化すると見込まれる中で、農業については、担い手不足、高齢化がさらに進行すると考えられることから、経営管理能力にすぐれた、企業的経営のできる担い手の育成を初め、しっかりした生産体制づくりを進めることが急務であります。 ・このため、昨年五月に省内に設置しました新しい食料・農業・農村政策検討本部において、我が国経済社会の基盤としての農業、農村の位置づけを明確にしつつ、中長期的展望に立って、多様な担い手の育成、土地利用型農作物等の新たな生産体制の確立、新しい地域政策の展開等の基本課題について、鋭意検討を進めているところであります。 ・過疎化、高齢化等が進展している中にあって、農山漁村の活力を維持していくため、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るとともに、集落排水施設、道路などの生活関連の社会資本の整備を推進します。また、景観形成、環境保全等に配慮した美しい村づくりを推進するほか、豊かな地域資源を活用した農山漁村の環境整備や都市と農山漁村の交流を推進してまいります。	 ○新しい食料・農業・農村政策の方向(新政策)(農林水産省公表) ・食料政策・農業政策・農村政策という項立ての下で、 ・地域の意向を反映した形で育成すべき経営体の明確化及び施策の集中化・重点化 ・地域農業の基幹を担う経営体が生産の大宗を担う農業構造の確立 ・中心経営体と小規模な兼業農家等が相互に連携し役割分担しながら分化 ・地域のリーダーシップを発揮できる人材の育成・確保、地域内発型の農林水産関連産業やグリーン・ツーリズムの振興 ・中山間地域などで立地条件を生かした高付加価値型などの農業や有機農業、林業、農林産物加工業、観光などを振興するとともに、関係各省庁と連携・協力して定住条件を整備等の政策の展開方向を提示 ○美しいむらづくり特別対策 ・景観形成、環境保全等に配慮した農山漁村の整備を実施
H5 (1993)	【田名部農相(宮澤内閣)】 ・農林水産省といたしましては、昨年六月に、二十一世紀を目指した農政の長期ビジョンとして「新しい食料・農業・農村政策の方向」を取りまとめたところであります。 ・今後は、これを段階的かつ着実に具体化し、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造を実現するとともに、条件の不利な中山間地域を初め、農山漁村が多様で活力のある地域社会として発展することができるよう努めてまいります。	 ◎農業経営基盤強化促進法(農用地利用増進法の改正) ・認定農業者制度の創設等 ◎特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 ・地域の創意工夫を活かしつつ、農林業を中心にその他の事業を含めた活性化のための基盤整備の促進のための措置

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H6 (1994)	【加藤農相(羽田内閣)】 ・我が国の農林水産業と農山漁村をめぐる状況は、経済の高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、従事者の減少、高齢化の進行、山村等における過疎化の進行など近年大きく変貌しております。加えて、昨年十二月十五日にガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が実質合意を見たところであり、我が国農業、農村は新たな国境措置のもとで厳しい環境のもとに置かれることになると認識しております。	 ○新たな国際環境に対応した農政の展開方向(農政審議会報告) ・以下の事項等の農政の展開方向を提示 ・米の需給及び価格の安定のための現行の生産調整・管理の制度及び運用の抜本的見直し ・市場原理の活用と経営の安定を踏まえた価格政策の展開 ・農業経営者の自立、生産基盤整備及び技術対策等を組み合わせた「経営政策」とも言えるような政策展開の強化 ・中山間地域等UR農業合意の影響が大きく現れるおそれのある地域に対する各種政策の充実とそれらの総合的推進 ②主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 ・生産者の自主性を生かした稲作生産の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等(食糧管理法は廃止) ○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 ・国及び地方公共団体は、農業者等が農作業体験施設等の整備に必要な資金の確保又は融通の斡旋に努力・農林漁業体験民宿民宿業者の登録制度 ○地域農業基盤確立農業構造改善事業 ・地域農業者等の内発的取組による地域連携の協定の締結と実践を通じ、経営基盤の確立、経営体発展の条件整備、農村の資源等を総合的に活用した多様な就業所得機会の創出等を支援
H9 (1997)	【藤本農相(第2次橋本内閣)】 ・新たな基本法につきましては、二十一世紀における我が国農業・農村の発展と国民生活の向上のための新たな農政の指針をつくり上げるべく、国民各界各層の御意見も伺いながら、本格的な検討を進めていきたいと考えております。	○総理府に食料・農業・農村基本問題調査会を設置・新たな基本法の制定も含め今後の日本の農業の方向を調査審議
H10 (1998)	【島村農相(第2次橋本内閣)】 ・農林水産業は、国民生活に不可欠な食料の安定供給を初め、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保護といった多面的かつ公益的な機能を有しております。また、食品産業は、国民に対し安全で良質な食料を安定的に供給し、豊かな食生活を支えるという点で、農林水産業とともに重要な役割を担っております。さらに、農山漁村は、生産、生活の場であるほか、地域文化をはぐくみ、国民に対して緑と潤いに満ちた空間を提供しております。 ・我が国が真に豊かな国となるためには、こうした役割を担う農林水産業及び食品産業の健全な発展と、活力ある農山漁村の建設が欠かせないと確信しております。	○農政改革大綱(農林水産省公表)・現行基本法農政を抜本的に見直し、新たな政策を再構築する方針を示す17

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑧ (平成11 (1999) 年~平成20 (2008) 年)

- 新政策をベースとして、新たな農政を再構築するための検討が行われ、平成11(1999)年に食料・農業・農村基本法が制定され、多面的機能の発揮や農村の振興が同法に位置付けられるとともに、農山漁村及び中山間地域等の振興に関する総合的な政策の企画・立案・推進を農林水産省が新たに所掌。
- 食料・農業・農村基本法の制定により、食料・農業・農村基本計画が策定されることとなったほか、農村振興関連の様々な提言を発出。これらの提言では、人口減少・高齢化に対応したコミュニティの再編や集落間の連携、地域の個性や多様性を発揮した上での都市と農村の共生と対流等を重視。
- また、平成12(2000)年に中山間地域等直接支払制度、平成19(2007)年に農地・水・環境保全向上対策が創設され、現在の日本型直接支払の原形が確立。

	O 3/2、十以12(2000)年12中国间地域等直接又拉制度、十以19(2007)年12展地·尔·琼克休主问工对象が制設され、現在の日本空直接又拉切原形が確立。				
年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き			
H11 (1999)	【中川農相(小渕内閣)】 ・農政の改革につきましては、昨年九月、食料・農業・農村基本問題調査会から内閣総理大臣に対して答申が提出されました。本答申を踏まえ、昨年十二月、農政改革大綱を取りまとめたところであり、今後、本大綱に沿って、現行農業基本法に基づく農政を抜本的に改革し、我が国農業・農村の持続的発展を目指して政策を再構築します。新たな基本法案を本国会に提出するとともに、中長期的展望のもとに、以下の施策を着実に推進します。 ・農産物の価格に需要の動向や品質評価が適切に反映されるよう、価格政策全般を見直します。また、これとあわせ、価格低落時における意欲ある担い手の経営への影響を緩和するため、所得確保対策の導入に向けた取り組みを進めます。さらに、経営全般にわたる支援策を体系的に整備し、意欲ある担い手への施策の集中を図ります。 ・農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的な土地利用の確保、生産基盤と生活基盤とが一体となった農村の整備に努めるとともに、中山間地域等における直接支払いの実現に向け、取り組みます。・今後の農林水産省の組織のあり方につきましては、中央省庁等改革に係る大綱を踏まえ、新たな農林水産施策の展開に十分対応できるよう、必要な見直しを行います。	●食料・農業・農村基本法 ・①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③ 農業の持続的発展、④農村振興の理念の下で、基本計画の策定、食料自給率の目標設定を行いつつ、望ましい農業構造の確立と経営施策の展開、中山間地域等の条件不利補正等を目指す方向性を提示 ●農業振興地域の整備に関する法律の改正 ・農用地等の確保等に関する基本指針の創設、農用地区域の基準の明確化等(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)を受けての改正) ●農林水産省設置法(中央省庁等改革関連法) ・農山漁村及び中山間地域等の振興に関する総合的な政策の企画・立案・推進について農林水産省が新たに所掌等(平成13年1月6日施行)			
H12 (2000)	【玉沢農相(小渕内閣)】 ・農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもとより、国土、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しております。その中でも、人間の生存に不可欠であり、そして健康で充実した生活の基でとなる食料を安定的に供給することは、国が果たすべき基本的な責務であります。・こうした役割を担う農林水産業と農山漁村について、消費者との共生という考えのもとに、その健全な発展を図ることは、将来にわたり国民が安心して暮らせる豊かな社会を築いていために不可欠なことであると確信しております。・地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域等につきましては、冷涼な気候や標高差など地域の特徴を生かした新規作物の導入による農業の振興を図るとともに、生活環境の整備を通じた定住の促進等を図ってまいります。また、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、直接支払い制度を導入し、その適切かつ円滑な実施を図ってまいります。	 ○食料・農業・農村基本計画(別紙1) ○明日のふるさと21(21世紀における農村地域の将来像に関する懇談会提言)(別紙2) ○経営構造対策事業 ・担い手となる経営体の育成に資する施設整備等を総合的に行う、従来の農業構造改善事業に代わる事業の中山間地域等直接支払制度 ・条件不利地域の農業生産活動を継続するために支援 			
H14 (2002)	【武部農相(第1次小泉内閣)】 ・喫緊の課題であります消費者の信頼確保を図るために、生産者と消費者の間に立ち、食と農の一体化の推進を図るとともに、農林水産業の構造改革を進めてまいります。また、地域社会の健全な維持発展が重要であることから、都市と農山漁村の共生と対流を進め、農山漁村の新たなる可能性を切り開き、もって循環型社会の実現を目指すことが重要であると考えております。 ・関係府省とより一層緊密な連携を図りつつ、市町村のイニシアチブのもと、地域の実情に応じた集落の再編や広域的連携も視野に入れ、新たな村づくりを推進してまいります。	○「食」と「農」の再生プラン (農林水産省公表) ・BSE問題や食品の虚偽表示問題等の「食」と「農」に関する様々な課題の顕在化を受け、「食」の安全と安心の確保に向けた改革、「食」を支える「農」の構造改革の加速化、人と自然が共生する美の国づくりを進める旨を発表 ○農山村振興研究会報告(別紙2) ○農山村振興研究会報告(別紙2) ○農山村振興研究会報告(別紙2) ○村づくり維新対策 ・市町村のイニシアティブの下で地域主民の参画を得て作成より地域全体の振興計画、農村振興基本・一部にいるって関系所省と連集、田園主宅用地、ニュニティ施設、情報基盤等の整備を計画的は推			

(削べ一	可ページからの続き)					
年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き				
H15 (2003)	【大島農相(第1次小泉内閣)】 ・我が国農林水産業と農山漁村は、人の「いのち」を支える食料の供給という使命を担い、農地、森林、海を通じた資源の循環、環境との共生を実現する重要な役割を果たしております。私は、この「いのち・循環・共生」の基本的な枠組みづくりを国の責務として受けとめ、生産、加工、流通、消費を一体的にとらえた食料のあり方、環境の保全を初め多面的機能を十分に発揮できる農林水産業や農山漁村のあり方を常に意識するとともに、食の国際化の中での国民の食料確保に向けた中長期的戦略を持って事に当たってまいる決意であります。	◎農業経営基盤強化促進法の改正・集落営農を担い手として育成するための措置、遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置等				
H17 (2005)	【島村農相(第2次小泉内閣)】 ・現在我が国は、少子高齢化が進行し、間もなく人口が減少局面に入るなど、今まで経験したことのない社会構造の変化に直面しております。また、国際化、情報化の進展が経済活動に大きな変革をもたらしております。さらに、安全、安心、ゆとりや安らぎ、健康等を求める声が高まるなど、国民の意識や価値観にも変化が見られます。 ・我が国の農業が今後とも健全に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成、確保し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う、望ましい農業構造を確立することが急務であります。このため、地域の話し合いと合意に基づき、将来にわたって地域農業を担う、やる気と能力のある経営の育成運動を強力に展開します。 ・国民共有の財産とも言える農山漁村の振興に当たっては、これまでのように都市との格差を是正するという画一的な考え方から地域の個性、多様性を重視する形に転換し、各種取り組みについても、地域住民だけでなく、価値観を共有する都市住民等の参画を得て進めてまいります。 ・集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難になりつつある農地、農業用水等の資源については、地域住民等の共同の取り組みにより、将来にわたって適切に保全できるように施策を具体化してまいります。	 ○食料・農業・農村基本計画(別紙1) ○農業経営基盤強化促進法の改正 ・農用地利用規程の充実による集落営農の組織化・法人化、農地保有合理化事業の拡充による農地の仲介機能の強化、体系的な遊休農地対策の整備等 				
H19 (2007)	【松岡農相(第1次安倍内閣)】 ・今後の農政の展開については、食料・農業・農村基本計画の方向に沿い、最大の効果が発揮されるように的確な工程管理を行いながら、施策の具体化を進めます。特に、本年四月から、担い手を対象とした新たな経営安定対策の導入、米政策改革推進対策の見直し、農地、水、環境保全向上対策の導入という三本の政策改革が一体的に実施に移されます。これらの対策は、地域農業を、多様な構成員の話し合いと合意に基づき、地域の実情に即して再編しようとするものです。・農山漁村は、食料等の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場です。また、都市住民を初め多くの国民が求めている、ゆとりや安らぎが息づく空間でもあります。このような農山漁村の活性化が国民的課題となっていることを踏まえ、農山漁村の居住者、滞在者をふやすことを通じた活性化に重点を置き、地域が行う定住促進や地域間交流を推進する取り組みを総合的に支援します。また、野生鳥獣による被害は、農林水産業のみならず、人々の生活まで脅かす深刻な問題となっていることから、関係府省が一体となり、地方公共団体とも連携した対策を講ずることにより、安心して農山漁村で暮らし、働ける環境を整備します。	○品目横断的経営安定対策 ・意欲と能力のある担い手(一定の要件を満たす認定農業者・集落営農組織)に対象を限定し、品目横断的に経営全体に着目して支援 ○農地・水・環境保全向上対策 ・地域ぐるみで行う農地、農業用水等の資源の保全活動等を支援 ○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 ・地方公共団体が作成する活性化計画実施のための交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の交付等 ○農村におけるソーシャル・キャピタル研究会とりまとめ(別紙2) ○農山漁村活性化に向けた新たな取組の方向について(農林水産省農山漁村活性化でから、関係と)の農山漁村活性化に向けた新たな取組の方向について(農林水産省農山漁村活性化推進本部中間取りまとめ)(別紙2) ○農山漁村活性化のための戦略(農林水産省公表)(別紙2) ○門農村振興政策推進の基本方向」研究会中間とりまとめ(別紙2)				
H20 (2008)	【若林農相(福田内閣)】 ・農山漁村においては、人口の減少や高齢化などにより、その活力の低下が懸念されており、 <u>農山漁村の活性化を図るため、既存の枠組みを超えた新たな取り組みが必要</u> となっています。昨年十一月に取りまとめた「農山漁村活性化のための戦略」に基づき、地域のリーダーとなる人材の育成、祭りや伝統、文化などの保全、復活による農山漁村集落の再生、子供たちの農山漁村における宿泊体験を初めとした都市と農山漁村の交流の促進等に取り組みます。また、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での連携、いわゆる <u>農商工連携を強化</u> し、地域産品の販売促進、新商品開発への支援などを通じた地域全体の所得の向上と雇用の確保を図ります。	 ◎中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の 促進に関する法律 ・農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品や新 サービスの開発・販路開拓等の取組について、保証枠 の拡大、低利融資・債務保証等により支援 ○耕作放棄地対策研究会中間とりまとめ(別紙2) ○「都市と農村の協働の推進に向けて」(都市と農村の協 働の推進に関する研究会とりまとめ)(別紙2) 				

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑨ (平成21 (2009) 年~平成26 (2014) 年)

- 平成21(2009)年の政権交代以降、戸別所得補償、6次産業化等が展開。また、平成24(2012)年には、人・農地プランが開始。
- 平成24(2012)年の政権交代後、平成25(2013)年には農林水産業・地域の活力創造プランが策定され、同プランに基づき、 農地中間管理機構の設立、日本型直接支払制度の創設等を実施。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き	
H21 (2009)	【石破農相(麻生内閣)】 ・我が国農林水産業の持続可能性を確固たるものにし、世界全体の食料需給の安定化に寄与することは、独立国家として、そして世界に責任を負うべき国家としての我が国に課せられた責務であります。このような観点から、過去から現在に至る農業政策をあらゆる角度から検証し、見直しが必要なものについては思い切った改革を行うことが絶対に必要であると私はかたく信ずるものであります。・食料自給力を構成する農地、農業用水、農業者、技術等々の個々の要素そのものが危機にあるとの認識に立ち、現状を分析し、実効ある対策を講ずることが重要です。	<u>○『田舎で働き隊!』事業</u> ・農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲 介機関を支援	
	・最も基礎的な生産基盤である 農地については、転用規制を強化し、優良農地の確保を図るとともに、 制度の基本を所有から利用に転換し、貸借を通じた農地の有効利用や意欲ある主体への面的集積を促進すべく、今国会に関連法案を提出いたしたところです。	 ○農地法の改正 ・目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等の明確化・農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務の明確化・転用規制の厳格化・遊休農地対策の強化等 	
H22 (2010)	【赤松農相(鳩山内閣)】 ・内外を取り巻く危機的な状況を克服し、国民の命を支える農林水産業と農山漁村を再生すること、すなわち食と地域を再生することが、今、我々がなすべきことです。 ・意欲のあるすべての生産者に政策の恩恵が行き渡り、国民が将来にわたって安全な食の恩恵と豊かな水や緑を享受できることを目指します。その際、農林水産業が営まれる農山漁村は、水、緑、環境の保全などの多面的な機能を支える基盤でもあり、国民全体の安全、安心な生活に重要な役割を果たしていることについて、国民各位のより一層の理解を求めつつ、必要な支援を行っていきます。	 ○食料・農業・農村基本計画(別紙1) ○農業者戸別所得補償 ・販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付(次年度より本格実施) ◎地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律・6次産業化及び地産地消等に関する施策を総合的に推進 	
H23 (2013)	 【鹿野農相(菅内閣)】 ・私は、農林水産行政が国政の中心に位置づけられ、農林漁業者の方々が誇りを持って生産に取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。そのためには、まず現場の方々が主体性を持ってみずから判断することができるようにすることが必要であり、国としては、そのための体制整備を図っていくことが重要と考えております。 ・食料・農業・農村基本計画に基づく新たな農政の三本柱、すなわち、戸別所得補償制度の本格実施、農山漁村の6次産業化、食の安全、安心の確保を攻めの農政のかなめとして、食と地域の再生に全力を傾けてまいります。 	 ○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(食と農林漁業の再生推進本部決定) ・農林漁業再生のための戦略として、 ▶新規就農の増大や農地集積の推進等を通じた競争力・体質強化 ▶エネルギー生産への農山漁村の資源の活用の促進など、7つの戦略を提示 	

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き	
H24 (2012)	【鹿野農相(野田内閣)】 ・大震災を契機に、食料を供給する農林水産業が国民生活にとっていかに重要であるかが再認識されました。 ・食と農林漁業の再生を早急に実現し、活力に満ちた魅力ある農林水産業をつくります。このことが我が国の新たな光を生み出すことにつながるものと確信しています。 ・農業者戸別所得補償制度により経営安定の基礎を確保した上で、各地域における人と農地の問題を解決し、五年先、十年先も世代交代しながら安定的な農業経営を続けていける体制を構築していてことが重要です。	○地域農業マスタープラン作成事業・地域の中心経営体、農地集積や地域農業のあり方等を記載したマスタープラン(人・農地プラン)の地域での話合いによる作成を支援	
H25 (2013)	【林農相(第2次安倍内閣)】 ・今後の世界の食市場の規模の急速な拡大、国内のライフスタイルの大きな変化を好機と捉え、我が国の経済成長を牽引するべく、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用して、我が国農林水産業、農山漁村の発展を図ってまいります。 ・農地を農地として維持するための日本型直接支払い及び担い手総合支援の制度検討を関係各方面の御議論と連携して進めてまいります。	 ○農林水産業・地域の活力創造プラン(別紙3) ○農地中間管理事業の推進に関する法律 ・農地の借受け・貸付け、借り受けた農地の利用条件の改善や管理を行う農地中間管理機構を設立 ○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 ・再生可能エネルギー発電設備の整備に関する計画の認定を受けた者に対し、農地法、森林法等の許可の特例等を措置 	
H26 (2014)	【林農相(第2次安倍内閣)】 ・私は、大臣就任以来、農林水産業を成長産業とするため、攻めの農林水産業の推進に向けた検討を進め、昨年、今後推進すべき政策改革の内容を示す農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめました。 ・本年は、攻めの農林水産業の実行元年であります。今後は、このプランに基づき、あらゆる施策を総動員し、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村をつくり上げてまいります。	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂(別紙3) ◎農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 ・日本型直接支払(多面的機能支払、中山間地域等直 接支払、環境保全型農業直接支払)の取組を法律に 位置付ける	

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑩ (平成27 (2015) 年~令和2 (2020) 年)

- 農林水産業·地域の活力創造プランを数回にわたり改訂し、農泊、ジビエ利活用等の取組を追加し、これらの施策を推進。
- 我が国は、人口減少が加速化するなど大きな環境変化が生じており、更には新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済 環境の悪化という新たな課題にも直面。
- 令和2(2020)年3月に改定された現行の食料・農業・農村基本計画を受け、農村をいかに維持し、次の世代に継承するかという視点から、必要な政策を強化していくことが重要となっている。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き		
H27 (2015)	【林農相(第3次安倍内閣)】 ・農山漁村の活性化に向けて地域のにぎわいを創出するとともに、日本型直接支払いの着実な実施や地域ぐるみでの鳥獣被害対策等を推進してまいります。 ・まち・ひと・しごと創生本部のもと、関係省庁と連携し、地域の集落機能を維持するため、生活サービス機能の集約化や集落間での連携を進めるなど、地方創生の実現に向けて取り組んでまいります。	 ○食料・農業・農村基本計画(別紙1) ○魅力ある農山漁村づくりに向けて(活力ある農山漁村づくり検討会報告書)(別紙2) ○農村集落活性化支援事業・地域住民主体の将来ビジョンづくりや、集落間のネットワーク化により地域の維持・活性化を図る取組を支援 		
H28 (2016)	【森山農相(第3次安倍内閣)】 ・昨年十月、TPP大筋合意直後に農林水産大臣に就任をしました。総理からは、地方の農林漁業者の不安に寄り添って、万全の対策を検討し、TPPを攻めの農林水産業に切りかえるチャンスにしていくよう御指示をいただきました。 ・いわゆる産業政策に加え、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を促進するため、地域政策を車の両輪として推進し、こうした農村地域の取り組みを後押ししてまいります。日本型直接支払制度を着実に実施するとともに、都市と農山漁村の交流や都市農業の振興、地域ぐるみでの鳥獣被害対策の推進等にもあわせて取り組みます。	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂(別紙3) ○農業競争力強化プログラム ・本プログラムの内容を農林水産業・地域の活力創造プランにも盛り込み		
H29 (2017)	【山本農相(第3次安倍内閣)】 ・ <u>昨年十一月、農業競争力強化プログラムを取りまとめ</u> ました。このプログラムは、農業者の所得の向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決しようとするものでございます。 ・本年は、この農業競争力強化プログラムの実行元年であり、プログラムに示されました施策を着実に実行に移してまいります。 ・中山間地農業ルネッサンス事業を創設し、実践的な計画のもとで、さまざまな地域資源を生かした取り組みにより、中山間地域に光を当てていきます。 ・地域の共同活動等の支援により、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るとともに、 <u>ジビエ利活用の推進等、鳥獣被害対策の内容を充実</u> させてまいります。 ・農山漁村の振興の重要な柱となる観光につきましては、農泊をビジネスとして実施する地域を五百地域創出することに向けまして、現場の実施体制の構築への支援や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツを磨き上げることへの支援を行うこととしております。	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂(別紙3) ○農泊推進対策(農山漁村振興交付金で実施) ・持続的なビジネスとしての「農泊」を推進 ○農村地域工業等導入促進法の改正 ・支援対象業種をサービス業等に拡大し、あわせて法律名を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改称等 ○中山間地農業ルネッサンス事業 ・中山間地の特色を活かした多様な取組を各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押し		

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H30 (2018)	【齋藤農相(第3次安倍内閣)】 ・人口減少のスピードを考えれば、成長産業化の取組のために残された時間は多くはありません。これまでの歩みを緩めることなく前進し、農林漁業者のさらなる所得向上を実現すべく、今後とも、緊張感を持って、農林水産業全体にわたる改革を強力に展開していかなければなりません。	◎農業経営基盤強化促進法の改正・共有者不明農地について農用地利用集積計画により 20年を超えない期間の貸借ができることとする等
H31 (2019)	【吉川農相(第4次安倍内閣)】 ・人口減少に伴うマーケットの縮小、農林漁業者の減少、高齢化の進行、グローバル化のさらなる進行など、国内外で大きな環境変化が生じており、我が国の農林水産業は転換期を迎えています。 ・このような中で、国の基である農林水産業を次世代に継承するためには、時代の変化を見通して、常にフロンティアを見出し、新たな挑戦を進めることにより、農林水産業を若者が夢や希望を託すことができる魅力ある成長産業としていかなければなりません。 ・中山間地域を始め美しい農山漁村を次世代に継承していくためには、棚田など地域の豊かな資源を最大限に活用し、地域に仕事をつくり、人を呼び込むことで、その活力を向上させることが必要です。このため、日本型直接支払制度による支援や、特色ある農林水産物を生かした6次産業化の展開、都市と農山漁村との交流やインバウンド需要の呼び込みを促進する農泊の推進、鳥獣被害対策やジビエの利活用など、地域を元気にする取組を総合的に推進してまいります。 ・今後、農福連携を国民運動として強力に推進するための方策を検討してまいります。	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂(別紙3) ○農業生産基盤強化プログラム ・同プログラムの内容を農林水産業・地域の活力創造プランにも盛り込み ○農地中間管理事業の推進に関する法律の改正 ・地域における農業者等による協議の場の実質化(人・農地プランの実質化)等 ○農福連携等推進ビジョン ・「農福連携等推進ビジョン ・「農福連携等推進会議」の結果を踏まえ、関係省庁等による連携強化等を図り、①認知度の向上、②取組の促進、③取組の輪の拡大の3つのアクション等に取り組んでいく旨をとりまとめ。 ○棚田地域振興法(議員立法)
R2 (2020)	・昨年十二月には、生産基盤の強化を図るための十一項目の関連施策を政策パッケージとして取りまとめた農業生産基盤強化プログラムを策定いたしました。今後、これに即して、生産基盤の強化と成長産業化のための改革を一体的に進め、自然災害や国際競争にも負けない、強い農林水産業、農山漁村を構築してまいります。 ・農山漁村は、都市に先行して人口減少、高齢化が進んでおり、その活性化は喫緊の課題です。美しい棚田や田園風景が守られ、中山間地域を始め活力ある農山漁村を実現するため、日本型直接支払制度の充実により地域の将来を見据えた前向きな取組を支援しつつ、都市と農山漁村の交流人口の拡大やデュアルライフの促進、鳥獣被害対策や安全で良質なジビエの利活用、農泊や農福連携の推進など、地域の特色を生かした多様な取組を総合的に推進します。 ・本年三月末には、食料・農業・農村基本計画の五年に一度の見直しを行います。農業の成長産業化を図る産業政策と、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図る地域政策を車の両輪として進める現行計画の考え方を基本としつつ、地域をいかに維持し、次の世代に継承するかという視点から、必要な政策の強化を図ってまいります。 ・現場の声を大切にし、農業、農村に対する国民の理解を深めるとともに、農業者が農業、農村の未来に夢や希望を持てるような計画を策定してまいります。	◎食料·農業·農村基本計画(別紙1)

(別紙1)食料・農業・農村基本計画の農村の振興に関する施策の比較

ア 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策	平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ウ 安全な生活の確保 村の暮らしの実現 ② 多様な人材の都市から 民の理解の促進等 農村への移住・定住	(1)農村の総合的な振興アの制御を受けるを表現をのは、 (1)農村の総合ののでは、 (2) とののを、 (3) を、 (3) を、 (4) を、 (4) を、 (5) を、 (6) を、 (6) を、 (7) を、 (7) を、 (7) を、 (8) を、 (9) を、 (1) とのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(1) 策の保全等の保全等の保全等の保全等の保全等の保全等の保全等の保証を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	(1)農村の6次活 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (3) (4) (4) (5) (5) 村の (4) (4) (5) (5) 村の (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	(1) 多年 ((1)地域所 (1)地域所 (1)地域所 (1)地域所 (1)地域所 (1)地域所 (1)地域所 (1)地域所 (2)地域的 (3)地域的 (4)地域的 (5)地域的 (5)地域的 (6)地域的 (7)地域的 (7)地域的 (8)地域的 (9)地域的 (1)地域的 (1)地域的 (1)地域的 (2)地域的 (3)地域的 (4)地域的 (5)地域的 (6)地域的 (7)地域的 (8)地域的 (9)地域的 (1)地域的 (1)地域的 (1)地域的 (1)地域的 (1)地域的 (2)地域的 (3)地域的 (4)地域的 (5)地域的 (6)地域的 (7)地域的 (8)地域的 (9)地域的 (9)地域的 (1)地

(別紙2)食料・農業・農村基本法制定以降の農村振興関連の主な報告書の比較

明日のふるさと21 (21世紀における農村地域の 将来像に関する懇談会提言) (平成12(2000)年)

国民の願いと期待に応え る21世紀の農村像を構築す ることが必要という問題意識 の下、

- ①安心でゆとりある生活ができる地域
- ②農村ならではの魅力的な 資源のある地域
- ③人・物・情報の行き来が活 発な地域
- ④人々が活き活きと暮らし学 ぶことができる地域
- ⑤地域の特色を活かした仕 事のある地域
- の柱に整理。

実現に向けて、

- ・関係行政機関が連携して 協力していくこと
- 新しい価値観に立脚して地域を変革しようとするイノベーター達を一人一人が支え応援していくこと
- ・地域の人々自身が目指す べきゴールとそこへ到達す るための道筋を話し合い、 これに沿って行動すること 等が必要であることを提言。

農山村振興研究会報告(平成14(2002)年)

農山村での生活、就業、活動を通じて自立的に自己的に自己を図ろうとする人々が、農山村で暮らす・過ごすという選択肢を幅広く提供することにより、都市と農山村の間において「人・もの・情報」が循環する社会、「都市と農山村の共生・対流」を実現するいう基本的方向を示す。

農山村振興方策として、

- ・客観的な魅力の評価と発信、情報通信ネットワーク整備等を通じた農山村の魅力の再認識と発信
- ・旧市町村や小学校区程度 の規模・広がりを持つコミュニティへの再編等を通じた 新たなコミュニティの形成と 共通社会基盤の整備
- ・農山村の魅力の保全と活用を図る土地利用の確立
- ·多様な参入に向けた条件 整備 等を提言。

農山村地域の新たな土地利用の 枠組み構築に係る論点整理(農 山村地域の新たな土地利用の枠 組み構築に係る有識者懇談会) (平成14(2002)年)

農山村固有の魅力の維持・向上と多様な参画の促進が図られる土地利用の枠組みに関し、

- ①市町村土地利用調整条例 による農山村固有の魅力 の維持・向上を図る動きの 促進
- ②地域の主体性を活かしつ つ取組の実効性を高める 手段として、契約的手法に よる農地等の保全
- ③都市住民が農業、農地へ関われるような仕組みの実現
- という論点を整理。

農村におけるソーシャル・ キャピタル研究会とりまとめ (平成19(2007)年)

農業生産における相互補 完機能や相互扶助といった 農村の社会的特徴(ソーシャル・キャピタル)の衰退・変質 が農村の魅力や地域活力の 減退を招いているとの問題 意識の下で、今後考えられ る取組の方向として、

- ①農村定住に必要な新たな ソーシャル・キャピタル形 成を支援
- ②住民参加型の施策が農村 におけるソーシャル・キャ ピタルに与えた影響を分 析
- ③新たなソーシャル・キャピ タル形成のための協働実 践モデルを提示
- ④農村のソーシャル・キャピタルの活用や新たなソーシャル・キャピタルの形成を通じ、地域課題の解決に農村自ら継続的に取り組むことを支援するモデルを検討
- 等を提言。

農山漁村活性化に向けた新たな取組の方向について(農 林水産省農山漁村活性化推 進本部中間取りまとめ) (平成19(2007)年)

農山漁村活性化に向けた具体的な対応方策として、

- ・人的・社会的なつながりや 企業活力導入も含めた新 たな手法
- ・対象・手法を明確化した交 流施策の展開
- ・定住・二地域居住に向けた 条件整備方策

等の「人」を呼び込む施策の 展開や、

- ・地域が一体となった農林水産物の販売・加工戦略の展開
- ・特色のある生産手段、新規 用途拡大による需要の拡 大
- 農林漁業の体質強化による農山漁村の生産能力の 増強

等による農林水産業の活性 化等を提示。

また、農山漁村活性化に 関連した情報提供体制構築 (統計情報等)の必要性を提 言。

農山漁村活性化のための戦略 (農林水産省公表) (平成19(2007)年)	「農村振興政策推進の基本方 向」研究会中間とりまとめ (平成19(2007)年)	耕作放棄地対策研究会中間 とりまとめ (平成20(2008)年)	「都市と農村の協働の推進に向けて」(都市と農村の協働の推進に関する研究会とりまとめ) (平成20(2008)年)	魅力ある農山漁村づくりに向けて (活力ある農山漁村づくり検 討会報告書) (平成27(2015)年)
現場の生の意味を直接踏入を直接踏入を直接踏入を直接踏入を直接踏入を直接踏入を高速を行用をできる。 では、のでは、のでは、のでは、のでは、対して、のでは、対して、のでは、対して、のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	「働のののり教は格様地非たのべま示けめ整のというに野り、というというに関連を持っている。というというというに関連を持たである。というというとのでは、というとのでは、というとのでは、というとのでは、というとのでは、というとのでは、というとのでは、というとのでは、というとのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	耕作放棄地対策に必要な 検討事項として、 ①多様な主体の参画・協働 による合意形成 ②導入作物の検討・販路の 確保 ③土地条件の整備 ④施言。	都市と農村の協働推進の方向性として、 ① 都活かせる農村の協働ができます。 ② 都は、資本をづらりである。 ② 都は、一ののは、一方では、一のでは、一方では、一のでは、一方では、一のでは、一方では、一のでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	都市と関田 (1) を表している。 (2) を表して、 (3) を表して、 (4) を表して、 (5) を表して、 (6) では、 (6) では、 (7) では、 (7

(別紙3)農林水産業・地域の活力創造プラン※の農村関連施策の変遷

項目名	平成25(2013)年12月	平成26(2014)年6月改訂	平成28(2016)年11月改訂	平成29(2017)年12月改訂	令和元(2019)年12月改訂			
(主な改訂内容)			・「更なる農業の競争力強 化のための改革」を追加 ・「農泊」を追加	・ジビエ利活用を追加	・「農業の生産基盤強化の ための新たな政策展開」 を追加			
経営所得安定対 策の見直し及び日 本型直接支払制 度の創設	① (略) ② 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設 ③~⑥ (略)							
更なる農業の競争 力強化のための 改革			①~⑧(略) ⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み ⑩~⑬(略) (「農業競争力強化プログラム」に位置づけられた施策)					
人口減少社会に おける農山漁村の 活性化	① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進 (平成26(2014)年改訂までは⑤)							
(平成26(2014)	② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり (平成26(2014)年改訂までは「① 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進」)							
年6月改訂までの 項目名は農山漁 村の活性化)	③ 優良事例の横展開・ネットワーク化 (平成26(2014)年改訂までは②)							
	④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興 (平成26(2014)年改訂までは③)							
	⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化 (平成26(2014)年改訂までは④)							
	⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み							
	⑦ 鳥獣被害対策の推進 (平成28(2016)年改訂までは⑥)		•	⑦ 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進				
農業の生産基盤 強化のための新 たな政策展開					①~⑤(略) ⑥ 農林水産業に新たに 就業する者のすそ野の拡 大と定着の促進 ⑦ 棚田を含む中山間地域 の基盤整備と活性化 ⑧~⑪(略) (「農業生産基盤強化プロ グラム」に位置づけられた			
					│ ⑧~ ⑪(略) (「農業生産基盤強			

※ 農林水産業・地域の活力創造本部決定